別紙様式第17（第９条第４項関係）

文　書　番　号

年　　月　　日

（開示請求者）　様

国立大学法人長岡技術科学大学　　　 印

開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書

　　　年　月　日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第１項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する免除理由に該当しませんので通知します。

記

１　対象となる保有個人情報の名称

２　免除が認められない理由等

（注）　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、本学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞

国立大学法人長岡技術科学大学情報開示室

（担当者名）（内線：　　　　）

電話：

FAX：

e-mail：